

第 1 3 回臨時委員会会議録

- 教 育 長) 開会宣言
- 教 育 長) 会議成立の宣言
- 教 育 長) 会議録署名委員の指名 (松本委員)
- 教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 1 8 号議案「平成 2 7 年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 管 理 課 長) <議案資料に基づき概略説明>
- スポーツ推進課長) <議案資料に基づき概略説明>
- 教 育 長) ご説明の中で繰越明許という専門用語が出ましたが、説明いただけますか。
- スポーツ推進課長) 市役所は単年度が原則で、1 年ごとの予算で活動するものでございます。今回補正予算を 5 5 0 万円挙げましたが、この 3 月までの期間ではきちんとした議論ができません。その準備もすぐにできるように、繰り越した上で、翌年も使える予算であるということで、繰越明許と呼んでいるものでございます。
- 教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- まずは幼稚園から行きましょう。
- 管 理 部 長) 幼稚園については、今急遽、市民の皆様にお配りするようなパンフレットを、コピーでお渡ししました。網かけが入っているところが、平成 2 7 年度で、国の補助の金額が上乗せされたところですが、
- 実はこの上乗せの通知が、2 7 年 1 月末頃に国から来ました。2 7 年の 1 月ということは、既に 2 7 年度の当初予算を組み終

わった後ですので、この増額が反映できていなかったということです。

もう1つは、現段階ではこの補助を受ける総人数は変わらないのですが、中身に変化がありました。このA、B、C、D、Eランクというのは、世帯収入が少ない順にA、Bとなっています。例えば去年までCランクだった人が今年はBランクに、というような変動が予想以上にありました。そのため当初予算を、既に少しオーバーしている状態ですので、この12月に至急増額補正をして、年度末には後期分の支払いをする予定です。

この補正額は国で決まっています、具体的な補正額を決めて、そのうちの3分の1を国が補助しますということです。

小石委員) この条件1、条件2は何ですか。

管理課長) もともとはお兄さん、お姉さんがいる場合といない場合で金額が違いましたので、それぞれ条件1、条件2がありました。ですが、現在は金額が一緒になりましたので、その差はなくなっています。

小石委員) もう要らなくなったという意味ですね。

教育長) そうしましたら、幼稚園の私立幼稚園就園奨励費補助金についての質疑は打ち切らせていただいてよろしいですか。

では次に、南芦屋浜に係る検討事業費についての質疑はございませんか。

小石委員) 少しこの話とはずれるかもしれませんが、これは説明会をされたのですか。何か反応はありましたか。

管理部長) 反応が一番大きかったのは小学校です。

小石委員) なぜつくらないのか、ということですね。

いますし、本当に地元の声が反映されているかどうかかわからないと思います。

管 理 部 長) 2 回目の説明会の中ではまさに、半分以上が小学校だというご意見がありました。

松 本 委 員) 多数が小学校を建てほしいと言っている中で、同じ保護者として、私たちは必要とは思っていないとは言いきいせずし、やはりその会の流れというのもあります。ですから小学校建設の熱が高まっているというわけではないようにも思うのですが。

木 村 委 員) 長期的に見て、やはり必要だという声が強まってくる可能性は十分あります。そのときには、市長さんでも議会の人たちでも考え直すことも出てくると思います。そういう長期的な視野を持つべきで、もう建てないものだという前提で話を進めないほうがいいと思います。

小 石 委 員) しかし、そういう条件も全部含めて議員の人たちが反対を表明されたわけですから、今から変えますとはなかなか言えないですね。

管 理 部 長) すぐにとというのは難しいと思います。市長も説明会の中で、市からもう一度小学校建設について動き出すことはありませんと明言しておられます。

木 村 委 員) 南芦屋浜地区の人がみんな署名をして、それで多くの人が来たというときには、やはり考えなければいけないという話になるわけですね。

教 育 長) 私が答弁しましたのは、学校建設は今さら感の中ではあったのですが、必要だということです。去年の8月、通学の問題や、そもそもあの地区に小学校があったらということで、教育

委員長から市長に、市として考えましょうということを出してきました。それが結果的に断念するという形になったわけです。

そういう状況において、どうすればできるのだろうかという発想で皆考えてきました。市が土地を手に入れるということは、将来に、市が責任を持って何かできるということだという希望を持っています。

ここからは私の思いですが、箱物ばかりを建てようとは思っていません。教育委員会としては、山手中学校や精道中学校建てかえなどのビッグプロジェクトがあります。学校教育というダイレクトなものではなく、社会教育という、広い意味での教育に関する活用を考えること、それが、企業庁が芦屋市にそれなりに譲歩した形で土地を売却できる理屈にもなるわけで、その線は崩せないと思っています。

岸田部長が言いましたように、土地が手に入ったからすぐに校舎を建てましょうということではありません。市民に対して説明できる状況になった場合だということです。

今までスポーツ文化が南芦屋浜で醸成されてきましたので、企業庁とのやりとりの中で、それを基本ベースにして考えています。提案によっては、レクリエーション施設や、場合によっては図書室機能を持ったようなもの等、いろいろなものを考えてこられることもあるかもしれません。

そのようになるかならないかは別として、副市長も開発担当も出席すると言っています。最初からできませんと言うのではなく、一緒になって丁寧に聞いたうえで、こういう方向で行きましょうということが必要だと思います。

民間の力を借りることは、進行管理をきちんと行ってくれるので、話が進みやすいところがあります。教育委員会にも随時ご報告して、いいものができたらと思っています。

浅井委員) 小学校を建てるといったときに、コミュニティーの核として、ということが1つありました。学校教育はできないが、それ以外のあらゆる機能を持たせることを、市としてやはり考えていくべきだと思います。

ただ、住人の方々の小学校を求める声は、今後高くなるかもしれません。そのときには柔軟に対応できるように、市長もかたい建物を建てようというわけではないことを盛んに言っておられましたけれども、いずれ何らかの形で転用できるように、色々な可能性を持たせるように使っていけたらいいと思います。

木村委員) やはり財政難だというのが前回否決された理由のひとつですが、そのあたりが解消されていくとなると、徐々に建ててほしいという声が強まってくる、そういう圧力が高まってくることは予想されます。建ててしまってから、小学校には転用できないというようなことにフィックスしてしまうと、非常に動きづらいので、その点は視野に入れてほしいと思います。

管理部長) おっしゃるように、本当に堅牢なものを建ててしまうとフィックスになってしまいます。

もう1つ、健康増進機能、地域交流機能というのが、県との約束事項なのです。地域交流の中では、多目的交流スペース、集会所などで、これは地域住民さんからありましたが、子どもを遊ばせられるスペースや図書スペース、高齢者が将棋を楽しむような、そういうスペースを望んでいる声も確かにありま

した。それを本当にプレハブでやるのかということにもなります。

我々もそこがよく見えていません。仮に、本当に世代間交流ができるようなスペースをつくるとすると、やはりそれなりのものを建てなければいけない気もします。もしいいものができれば、住民の方々も、あれはあれで残してほしいということになるのかもしれないですし、長い目でみる必要があります。どの程度のものをつくるかは、今後業者も交えて考えていくことになります。

木村委員) 　あまり公にはできないかもしれませんが、学校をつくるとなったときに、それを学校施設に転用できるような可能性を残しておいたほうがいいのではないかと思います。

社会教育部長) 　今回の説明会初日でも、冒頭で、市民の半分以上の署名を集めれば学校建設がまた復活しますかというようなご意見が出ておりました。あの場に来られた中では、少数のご意見ではありましたが、小学校建設を根強く望んでおられる声はあると思います。

2日目の説明会では、学校を建てた場合と建てなかった場合の子どもの人口の動向や、学校を建てた場合どれぐらいの費用がかかるのか、そういう見積額等を開示してほしいというご意見がありました。そういうものを見たうえで、自分たちの提案書をつくって提出したいという声もありました。

今回、ミズノさんの契約は28年3月末で一旦切れることになっておりませんが、市で取得した場合、4月1日からもう1年、ミズノさんとの契約を延ばします。その期間を利用して、今回

の業務委託についても来年議決を受けられましたら1月に業者の選定を行って、1月末頃に契約の予定です。今年度は、そこから2か月程度しかないので、到底それができるわけではございません。業務の内容としましては、先ほど木野課長が説明しておりました利用計画構想の検討や、構想したときにどういうものが入るのかという配置、事業をする場合の手法、直営でやるのか、建てることからPFIの形をとるのか等があります。そういうことも含めて、業務委託の可能性を示唆していただくような、業務内容の検討を、今回委託しております。それを受けて、市でどれが適切かを選んだうえで、いずれにしても業者さんからその提案を受けるような手法になっていくだろうとは思いますが、事業者を決定していくような流れを現段階では考えております。

先ほど、木村委員もおっしゃっていたように、今回のところは、今すぐ必要でなかったとしても、いずれ必要になるものを早く見極めた上で、転用なり、必要なものをすぐに入れ込んだ形に変えていけるようにするためにも、あまり堅牢なものではなく、案として出ているようなものをベースにしました。

これは、ミズノさんが現在行っているような事業がベースになっておりますので、県との交渉の中でも一番イメージを持って話が進めやすかったと副市長は説明しておりました。

それをベースに、何か必要だといったときに、すぐそれに変えていくということがやっていけるのではないかと思います。

ミズノさんが10年間事業をされた中で、もうかなり定着していて、ファンの方もおられます。あのまま続けてほしいとい

う声もあるとお聞きしているところから、もう1年この事業を継続してやっていただいた中でどのような内容が良いのか見きわめていこうという意図もあると聞いております。

教 育 長) 補足ですが、来年1年間は芦屋市とミズノさんとの契約をします。その次は、今の形態をそのままミズノさんをお願いするかどうかはわかりません。それは、形態が決まってきたときに、今の使い方が主流になるかもしれません。そこに地域との交流の部分を加味した形での提案をいただき、それを選ぶことになります。最初からミズノさんありきではありません。やはり市としてやる以上、プロポーザル等を受ける中で、審査して、やっていける業者を決定していくという流れになるかと思いません。

木 村 委 員) この550万円という金額ですが、高いのか安いのか、このぐらいかかるものだということがわかりません。そこはどうでしょうか。

社会教育部長) この設計につきましては、都市計画課が主になって、設計の業務内容やそれに係る人件費の設定までした上でこの金額が出ております。私ども、そこについてはその積算のノウハウも無いため詳細がわかりません。

木 村 委 員) 都市計画課のほうで説明できるということですね、わかりました。

教 育 長) 教育委員会として最後の救いは、市として責任持ってその場所を使えるということだと思います。急がずに、とはいえ、何かの収益を上げながらできるとありがたいと思います。

小 石 委 員) 社会教育施設という意味で言えば、前の学校を建てるとき

の反対意見の中にも、それは入っていましたよね。ですから市長もあそこを防災対策としての場所、何かそういうことが必要だということはおっしゃっています。それには反対はないですね。

教 育 長) ないです。

木 村 委 員) 県との約束で地域交流の施設をつくるということですが、それをいつまでに、というような約束にはなっているのですか。そこのところは特に議論はないですか。

管 理 部 長) 今考えていますのは、28年1年で検討して、29年1年で工事をして、平成30年度から何らかの用途でスタートするというので、今から始めても2年程度です。

小 石 委 員) 常識的に考えたら、あれをいつまでもそのままにしておくというのは問題ですね。

管 理 部 長) 県は、小学校の建設が反対された件から、市に対しての信用が少し落ちているようです。そういう意味でも、予算を補正までして、社会教育施設の検討を始めますということを議会に対して明示してくださいということもあるようです。

教 育 長) 教育施設として、まちづくりの一環としてあることに対して、県も思ってくれています。市もそれを受けて、お互いに考えたときに、それなりの大きな率になりますので、市としても否定すべき内容ではありません。お互いに乗っていくのは策ではないかと思います。

管 理 部 長) 土地はおおむね3割減免で、認定こども園の施設用地については5割減免となっています。

教 育 長) 教育委員の皆さんも、こんなものができたらいいのになと

いうことを、なるべく教育委員会の中でも言っていただきたい
と思います。通学路の問題に関しては丁寧に対応していくと、
教育委員会として今まで言ってきたということもありますので、
市長部局にも遠慮しないでください。子どもたちがけがをした
り、不幸なことがあるというのは望まないことなので、その辺
りはより丁寧に、スピード感を持って進めていかなければいけ
ないと思います。そこだけは担当にも十分認識を深めてやって
いただきたいと思います。

浅井委員) 質問は出ましたか。

教育長) 進捗状況について等の質問が出ました。P T Aの皆さんと
話していてもそこに出席していない人にはわからない部分があ
りますので、何かお知らせできるものがあればいいと思います。

社会教育部長) 本日都市計画から出席者レベルでの報告が届いていました。
16日月曜日の夜に説明会を行いましたものについては、市民
の方54人、議員さんが6人、新聞社の方がお一人で、合計
61人参加しておられました。19日の木曜日については、市
民の方が37人、議員の方が5人、記者の方が1人で合計
43人ご出席ということでした。南芦屋浜の人口が、11月
1日現在で5、458人ということですので、参加された方は
ごくわずかです。

小石委員) 急でもありましたので。

社会教育部長) そうですね。

教育長) 広報のあり方が問われているので、今後、我々もそこは配
慮しなければいけません。知らなかったや性急だと言われな
いようにする必要があります。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、日程第2、報告第10号「第2期芦屋市教育振興基本計画原案（案）について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今回はアクティブ・ラーニングという言葉が入ってきました。教育委員の皆さんも私たち事務局の担当者もアクティブ・ラーニングとはどんなものかを皆で学習してみてもいいですね。そもそも私たちが全くしていなかったことではないのですが、文科省がしきりにアクティブ・ラーニングと言っていますので。

松 本 委 員) 先日の研修会1日目でその話がありました。

教 育 長) 出ました。

松 本 委 員) はい。よくわかりました。

教 育 長) わかりましたか。それはよかったです。事務局ももう1度勉強会をするようにします。

学校教育部長) 14ページの下に、その説明を入れております。

松本委員) それに関連して、私が思いましたのは、先生方の研修のところにはアクティブ・ラーニングという言葉が入っていません。子どもたちの学びをそちらにシフトしていくために、教職員の資質向上に関して、授業を根本的に変えていかなければいけないという話もありましたので、ここに「アクティブ・ラーニングへの授業形態の根本的な展開に対応して」ということを入れなければいけないと思いました。先日の研修会では、すぐにやらなければいけない、という感じで聞きましたので、子どもたちの学びもですが、先生方についてもとても大切なことだと思います。

管理課長) 35ページ、基本施策(1)教職員の資質向上の、施策分野ですね。

松本委員) はい。そこのリード文に、そういう文言が必要かなと思いました。

学校教育部長) どこに入れるかという問題がありまして、学力向上とつながるところとして、アクティブ・ラーニングを22ページの3番に入れています。ここで研究するとしていますので、教員の研修ということ言えば、生徒指導に関して等色々な分野があります。ですから、どこかにちりばめて入っているとお考えいただいてもいいのかなと思います。道徳でも、アクティブ・ラーニングが要るのですね。

松本委員) そうですね。教職員の資質向上の分科会では、まず先生方がそちらにシフトしなければ授業が変わらないので、教職員の研修においてそれをやらなければいけないという話を聞いてき

ました。なので、やはりここにも要るのではないかと思いました。

教 育 長) 文科省が言っているのは、今までは、板書だけでどんどん進めてしまうような、一方通行の授業だったということです。これは中学校、高校に多いのですが、そうではなく、ある意味では教師と子どもの双方向、子ども同士のやりとりを通じての授業がアクティブ・ラーニングです。教科の内容によっては一方通行の場合もあるでしょうが、授業のやり方というか、その先生のやり方で、今までの形にとらわれずに指導してほしいと思います。教員のほうもそういう柔軟性を持って、とりわけ中学校はしてほしいなというのは、松本委員も思っているんじゃないでしょうか。

松 本 委 員) そうですね。総合学習が始まったときにそれが始まるはずでしたが、なかなか総合学習ではしにくかったということも聞きました。もしかすると、大学の教員養成課程では既にこういうやり方が取り入れられていて、新しい先生方はわかってらっしゃるのかもしれませんが。自分が受けてきた授業を授業と思って聞いていると、全然違う印象を受けました。

ですから小学校では既にアクティブ・ラーニングという感じを受けるのですが、やはり中学校は全然変わってないという印象があります。やはり受験等いろいろ制約もある中ではあります。これからは社会に要求されるような生きる力をつけるためにもアクティブ・ラーニングをしていかなければいけないという方向で話を聞いてきました。そのためには先生方に物すごく力量が必要で、今のままでは、すぐにはできそうにないなとい

う印象があります。やはり先生方の研修にも力を入れなければいけないのだと理解して帰ってきました。

木村委員) 授業指導案がやはり大切だと思います。指導案にこういう形で授業を進めていくという方針があれば、それに従っていけばある程度できると思うのですが、そのあたりはどうなっていますか。教育委員会のほうから、こういう指導案があるので参考にしてくださいという形で配る等していかなければ、なかなか根づかないように思います。

学校教育部長) 各学校が授業研究を必ず行います。そして、そのときには必ず教案をつくります。教案をつくる時は、お呼びする外部の先生とやりとりをしながら、ということになります。市内では、多少それぞれの学校の持ち味があるにしても、おおむね同じようなスタイルで教案はつくられているとっております。

教育長) その教案づくりに、アクティブ・ラーニングを取り入れた指導案をつくらなければいけないという意識づけをしていかなければいけません。各先生方の自由裁量の部分はあるでしょうが、何か引っ張っていかなければできないと思います。その具体的なスキームというか、それは考えなければいけません。

松本委員) そうですね。私が出ていた分科会では、やはり新人研修が大事だということが言われていました。新人のときに、学び続ける教師像というのをしっかりたたき込まれると、やはりずっとそういう意識を持っています。ですからそこが一番大事です。具体的には、お医者さんがやるようなカンファレンスを週1回、新人は各校で行っています。新人ばかりが集まって、月1回必ず情報交換を行うことで、みずからを振り返る時間をきちんと

持てます。新人の間に研修をすると、その癖がついて、その後も継続されます。学び続ける子どもたちをつくるには、学び続ける先生をとということで、とても明るい未来が見えるような話を聞いてきました。

学校教育部長) 　　例えば35ページ①の2番目「新任教員並びに、経験年数5年まで」というところの、年次研を今行っています。やはり最初が肝心ということで、ここについても指標の14にあるとおり、回数を増やしていこうという話があります。当然その中で、アクティブ・ラーニングの話も出てくるだろうと思います。アクティブ・ラーニングは本当に色々な場面で、出てくると思います。リード文としてアクティブ・ラーニングという言葉を入れるかどうかについては検討させていただきたいと思いますが、色々なところにちりばめられていて、道徳やICTについても全部入っています。

松本委員) 　　そうですね。例えば保護者の方が見ても、色々なところに書いてあると、今、教育は変わってきているのだなということが、わかりやすいと思いました。

木村委員) 　　新任の先生はいいですが、ある意味ベテランになって、授業のやり方が固まっている先生に、どうアクティブ・ラーニングをやってもらうかという問題があります。20年後、30年後にそれがなされればいいという話ではなく、喫緊の課題なので、そういうベテランの先生にも考えを変えていただく必要があります。自分なりのやり方が定着していることに、危機感を持って指導してもらわなければいけません。あまり教育委員会が触れるとややこしいこともあるのかもしれませんが、何か自

然な形でできるといいですね。

小石委員) 基本的には振興計画としてはこう書いて、例えば年度の教育指針の中に、具体的にこのような形で、とするやり方はあると思います。

木村委員) ですからこれを変えるかどうかという話をしているわけではありません。

小石委員) やはり私も、研修の形として校内研修のようなものを充実させていく必要があると感じています。それは研修のあり方を考える中で、ご検討いただいたらいいかと思います。やはり話を聞くだけではなかなかうまくいかなくて、聞いたことと実践とがつながるような形での研修をされるといいと思います。

学校教育部長) 今までには言語活動の充実という言葉が前面に出ていました。先ほど松本委員から、中学校はまだまだ先生が教え込みと言われていましたが、小学校では、グループ学習という、子ども同士が色々な意見を言い合う形で、そういう活動はしっかり行ってきています。180度やり方が変わったということではありません。

ですが、改めてアクティブ・ラーニングという考え方、言葉が出てきたということで、アクティブ・ラーニングとは一体何だろうかということを、みんなで考えていく機会にしていかなければいけないと思っております。

教育長) 色々な知識やコミュニケーション能力などの定着をどうしたら高めることができるかは、スポーツでも同じですが、指導をし続けなければ不安と、強くならなくてはという強迫観念にとらわれたものはいけません。週1回はきちんと休みましょ

う、というような新たな文化を構築する必要があります。学校の先生方も、勉強として暗記させる場面も要りますが、一方的に教えることから新たなアクティブ・ラーニングの教授法を取り入れるためにも、学校での研修会等がいると思います。

I C T、タブレットが、この先50年、100年万能だとは思っていません。しかし、そういう新しいものが出てきたときに、それに順応できる能力が学校の先生にも必要でしょう。

そういうものをうまく取り入れて、その中でベストな形で子どもたちに指導していく、そういう姿勢がなければいけません。それが学び続ける先生だと思います。

アクティブ・ラーニングを取り入れた模擬授業をしてみるというのもいいですね。

木村委員がおっしゃったように、教育委員会が音頭をとって進めていく必要があるのではないかとということです。そういうものが教育指針に反映できたらいいと思います。

松本委員) やはりこれからは絶対アクティブ・ラーニングと文科省が言っています。せつかく今、書きかえているので、入れたらよいのではないかと思いました。

木村委員) 入っていることは入っているので、どこまで手を入れるかという問題があります。

やはり中学校になると特に授業内容が難しくなりますし、情報量も多くなります。先日のテスト結果を見て思うのは、どうしても先生の立場としては、知識を授業で教えることをせざるを得ない感じに、ある意味固定観念でなっているのかもしれない。教科書の内容を授業で全部やる必要はないのだと、発想

を根本的に変える必要があります。授業でできないところは家で学習させたらいいけれども、教師として、ここはどうしても理解してほしいという、難しいところをアクティブ・ラーニングでやります。一方的に教えるのに比べると、アクティブ・ラーニングをやると、伝達できる情報量は圧倒的に少なくなります。ですが、それはやはり根本的な考え直しも必要になってくると思うので、かなり研究しなければいけないと思います。それを学校だけの自主研究に任せていてできるのかというと、何かモデルになるものの提示が、ある程度必要だと思います。そういうアクティブ・ラーニングの指導書のようなものは出ているのかもしれませんが、何か与えていかなければ、なかなか変わらないという感じもします。

小石委員)　しかし全ての授業をアクティブ・ラーニングでやれという話ではないと思います。1単元の中で、どこをアクティブ・ラーニングにするかという、単元の中での構成の仕方ですね。それを上手に工夫して、そのあたりを、みんなで研修し合って、今日はここをやるから1回見てくれとかいう形のものが内発的に出てくることを我々はすごく期待しています。

松本委員)　フォローですが、おそらく受験などがあり、どうしても授業のやり方は昔ながらですが、中学校生活全般を見ると、先生方が生徒に、自分たちで考えさせるということを念頭に置いて指導していただいているのはわかっています。

ですから、やはり授業を変えるのはすごく工夫が要ることだろうと思います。今もできる範囲でやっていただいていると思うので、さらに研究が必要だろうと受けとめています。

小石委員) 　例えばそれぞれの先生が単元の中で、どこをアクティブ・ラーニングにして、どんなふうに授業をするのか、という研究を積み上げることがすごく大事だと思います。

管理部長) 　少し話がずれるかもしれませんが、子どもたちは期末や中間のテストがありますね。例えばそれで30点しかとれなければ、嫌だなあとと思います。しかし、あと70点分伸びる余地があるととらえて、何をどう間違えたのかを自分で全部復習する。そういう、30点のテストを生かすというか、それを課題ととらえて自分で反省ノートのようなものをつくるのが、アクティブ・ラーニングの最たるものと最近何かで読みました。

小石委員) 　教育長さんがおっしゃったように、1つすごく大事なテーマとして学び方の学習というのが入っているわけです。結果だけ学ぶのではなく、学び方を学びましょうということです。

それから、自己調整学習というのは、いかに自分で学習を調整して進めていくかという能力です。これは自己教育力や自己学習力などと、ずいぶんと前から教育指導要領の中で言われていることに対応します。ですから、自分で学習していく力は共通してあると思います。

アクティブ・ラーニングというのは、話し合うことによってほかの人の考え方が伝わる、考え方を学習する。先生がこうだというのではなく、話し合うことによって、友達を考えや学習の仕方を学んでいくというプロセスも非常に大事だということです。

ですから、これからの学習のポイントの1つは、学習の仕方だと思います。それから自分で自分をコントロールして学習す

る力をどうやって身につけていくかを、今までよりも重点を置いて、指導を進めただけといいのではないかと思います。

木村委員) 　ただ、反省ノートでやるというのは、暗記になってしまうと困ります。やはりその筋や理論を理解し、考えることができるというのが大切です。今は、丸暗記しても、インターネットで調べたら幾らでも知識は手に入る時代です。ですから、そういう知識にどうアクセスするのか、それをもとにどう組み立てていくのか、そういう能力のほうが大切になっているわけです。

　ある程度の暗記は必要だけれども、全部そのまま貼りつけるやり方というのは、従来のガリ勉型の勉強なので、そこは少し違うかなという感じはしました。

学校教育部長) 　子どもたちの定着度合いがどれだけ深まるかという中で、1番定着しにくいのは聞くだけということです。その次は見るだけ、その次に見て聞くということです。反対に、定着度合いがぐっと上がるのは体験することで、1番定着するのは自分で説明できるようになることです。ですから、やはり自分の言葉で説明ができるということが、本当の理解につながると思います。そういう活動を授業の中で目指していこうというイメージだと思います。

小石委員) 　教えてもらう子もいれば教える子もいます。教えてもらうだけではなく、教えることもすごく学びに大事なことです。

松本委員) 　先ほど、岸田部長が言われたようなことは、意欲ということとも関係していますね。

　21ページの施策の方向①に、「遊びを通した学びについて」とあります。先日アクティブ・ラーニングの説明を受けて

いた中で、そもそもアクティブ・ラーニングの土台は遊びの中にあるというところから始まって、そこで十分遊んで意欲を伸ばすというような話がありました。ですから芦屋の幼稚園教育が評価されているのは、そういう部分が大きいと思います。そこもわかっていただくために、遊びの前に「アクティブ・ラーニングの土台である遊びを通した」というような文言を、そこにも入れられないかなと思いました。

やはり一般的にそういう認識がないと、ただ遊びかと思われるかもしれません。アクティブ・ラーニングの面からみて、遊びが大事だということは芦屋の先生方はわかっているが、一般の市民はわかっていないかもしれません。本当に生きていくために遊びが大事だということがどこまで伝わるかと考えたときに、勉強が大事と思っておられるお母様方にも、アクティブ・ラーニングにつながるのだということを入れたら、効果的なのではないかと思いました。

学校教育部長) 私たちも最初に見たときに、幼稚園の遊びというのは、勝手に遊んでいるように見えるのですが、実は遊ぶ活動の中には目的があり、狙いがあり、子どもたちも目的を持って遊んでいます。ですから普通に遊ぶということとは、また違うわけです。

松本委員) 大きな意欲につながっているということです。芦屋の幼稚園に子どもを通わせているお母様方は、実際に見ているので、その辺りのことをすごくわかっていらっしゃると思います。しかし、行ってない人にはもうひとつ伝わっていないようなところがあります。

それから、幼稚園の先生方が、いつもわかりやすく語ってく

ださるのが、「幼稚園というのは集団生活のスタートという位置づけとして」ということです。そういう自負を持ってやっていただいていることが、とても力強かったので、そういう言葉も入れたらよいのではないかと思いました。

全体を読んでいると、本当にわかっている人にはイメージが伝わるかもしれませんが、抽象的な感じがします。たくさん書いてあるので、その上に言葉を足すとさらに増えることにはなるのですが、実際に現場でされていることの良さがきちんと伝わるような、具体的な言葉が入るとよいと思いました。

やはりこれは教育大綱にかわるものだというので、少し細かい部分も指摘させていただきます。第3章、芦屋の教育の目指す姿が12ページ、13ページに書いてあります。委員の方からも出ていたと思いますが、芦屋で育てる「夢と志を持って自らの未来を切り拓く子どもの姿」、これはやはり「自らの」がないほうが、みんなで協力して未来をつくっていく子どもの姿が見えるように思います。これは第1期からのつながりでこうなっていると聞いているのですが、もう少し細かいところで「自らの夢や志」とも書いているので、こういう大きいところでは限定しないほうがいいのではないのでしょうか。これをずっと読んでいると、今、芦屋で育つ子どもたちが、優等生的に優秀な社会貢献をする人になっていくことは目に見えるのですが、社会的な自立ということが、すごくうがった見方をすると見えてこないように思います。

以前も言いましたが、子ども・若者計画では、引きこもりの問題等を見据えて社会的な自立を強く言っています。例えば

「めざす人間像と培うべき力」の12ページ(2)にも、「社会の一員として自覚と責任をもって」とあります。いい子として育ててきた子が結果引きこもってしまうというのはすごく大きな問題ですので、もう少し今の課題に対応することが必要だと思います。

人とつながる力が弱くなっていると言われていたようですが、芦屋の教育はすごく共同作業を大事にしています。だからこそ1番上に出る、この夢と志を持っているところに「自ら」がないほうが、みんなで未来をつくっていく子どもたちの姿が浮かぶような感じがします。皆さんいかがでしょうか。

12ページの3番についても、「我が国の伝統と文化を基盤として」というところですが、「我が国」という言い方はどうかと思います。

木村委員) これは教育基本法そのものですよ。

松本委員) そうなのですが、日本の伝統や、下の囲みのところでも「それらを育んできた国や郷土を愛し」という書き方でいいのではないかと思います。「我が」というのが入る必要があるのでしょうか。

木村委員) 個人的には私も同意見ですが、「我が」を削除すると、教育基本法に書いてあるのになぜわざわざそんなことするのか、という突き上げが議会あたりからおそらく来ます。ですから、教育基本法の内容を書くのであれば、こう書かざるを得ないと思います。

松本委員) そうですか。しかしこれだけ色々な人に配慮している芦屋の教育で、外国がルーツの子や親が見たときに、ここがあまり

配慮されていないと思われるのはもったいないように思いました。

木村委員) 個人的には教育基本法は改悪だと思っています。愛国心教育というのは上から押しつけるものではなくて、自然に好きになるものです。要はDVのようなもので、強制力を持って俺のことを好きになれというのと同じことです。愛国心教育はそんなものではないと、私は思いますが、そういうふうになってしまっているわけです。

浅井委員) 「日本の」ではどうでしょうか。

松本委員) ほかの国の子たちも日本に住んでいるので、「日本の」でいいような気がします。

浅井委員) 自然な感じはしませんね。

木村委員) ですから、教育基本法の文言を変えるかどうかなのです。私もその問題がなければ「我が国」を全部消して、郷土も我が国という感じがするので、それだけでもいいと思います。ですが、それをすると色々と問題になるので、仕方がないところだと思います。

浅井委員) 読書のことについて、よろしいでしょうか。

42ページ「読書のまちづくりの推進」のところで、基本方針には入れていただいているのですが、音読は入らないでしょうか。

音読を推進することによって言葉の美しさやリズムを体感させて、読書を通しての言語活動の充実を図りますというふうに言えると思います。

今お話にありましたが、コミュニケーション能力、自分で話すこと、聞くことが、読むことや書くことにつながります。や

はり入れるならこの読書のところかなと思います。幼児教育では、生活発表など色々な形で自然に音読をして、動いて、反射神経や運動神経も養っていると思います。それがなかなか小学校につながってきません。学芸会も、色々な理由があつて今はされていないのですが、それに変わるような言語活動がすごく大切になってくると思います。ここはやはり読書のまち芦屋でもありますから、入れていただいたらいいのではないかと思います。

教 育 長) それは①の7番につけ加えるということですか。

浅 井 委 員) はい。

松 本 委 員) しかし、小学校のときは、これでもかというぐらい音読をさせられますよね。

学校教育課長) どちらかというところ、読書の中というよりも国語学習の中で、積極的に表現読み等さまざまな形で音読活動はしております。読書活動の中で音読をとというのは、少し取り上げにくいかなという気はいたします。

木 村 委 員) ここに書くと、家で1人で声を出して読めということになります。幼稚園はいいですが、中学校ぐらいになると部屋の中で1人で音読していたら少し不気味ですよね。

浅 井 委 員) 家に限らず、読み聞かせというのは受動的に聞いているわけですよね。そこに自分で話す、読んでみるということも取り入れてもらったらどうかと思いました。

もちろん国語教育の中にも入るでしょうが、ここでも、これだけ読書を重点目標にしているのですから、芦屋として、そういう独自の視点があつてもいいのではないかと思います。

教 育 長) 教育委員会で議題として挙げて意見をお聞きし、民生文教
常任委員会で提案して意見を伺いたいと思います。次にパブリ
ックコメントに出して、市民から意見を伺います。委員、議員、
市民からいただいた意見を全部表に出してみても、反映できる部
分と説明できる部分とに分けて、最終的な形に仕上げさせてい
ただきましようか。今ご意見いただいた部分は、教育委員会の
委員さんの思いとして大事なことです。事務局として整理
をしておきます。

松 本 委 員) すみません、読書に関してもう1つ。

これは無理かもしれないのですが、中学生の、読書や本が好
きな割合が低くなっていると18ページに書かれていました。
中学生に対し、具体的には、学校図書館を学習情報センターと
して、ということで含まれているとは思いますが、学校図書
館の研究の中では、やはり図書館は学校の中心にあるべきだ
という考え方があります。せつかく山手中学校、精道中学校の建
てかえを控えているので、この施策の方向性として、建てか
えのときに、学校図書館を中心とする学校づくりを考えますと
いうようなことは入れられないですか。

管 理 部 長) 建てかえというのは60年に1回で、今度建てかえても精
道中学校、山手中学校から、次の計画は飛んでしまいます。

松 本 委 員) この5年間にひっかかってくるかなと思ったのですが。

管 理 部 長) そうですね。書く、書かないは別にして、教育長も、図書
館は絶対中心にしてほしいということで、業者に話をしていま
す。業者もそのつもりで考えていますというやりとりはしてい
ます。

松本委員) それであれば書いたほうがアピールになっていいのではないのでしょうか。中学校で落ち込んでいるという部分に対して、施策がないと言われた場合、少し弱いと思います。できないのなら書けないですが、そういう考えがあるのなら、それをやりますと書けばいいように思います。

木村委員) やはり承認を得なければいけませんから、予算を伴うようなことはなかなか書きづらいと思います。そういうことは、できる範囲で着々と進めていかなければ仕方ないと思います。

松本委員) 最後の表についても、例えば学校園の役割に「失敗や間違いをおそれないよう、子どもを励ます」とあります。これは家庭の役割でもあるのではないのでしょうか。難しい問題だとは思いますが、両方に書いてもいいのではないかと思いました。

「子どもが一人でできるまで待つ」というのも学校園の役割としてありますが、これこそ家庭でやらなければいけないことだと思います。家ではそんなに待ってられないだろう等、色々な配慮もあるのかもしれませんが。ですが今、しつけは学校でしてくれると勘違いしている親も多いので、そういうことは家庭の役割だということも含めて、加えてもいいのではないかと思いました。

同じページに、育てたい子どもの姿2「共に支え合い生きようとする心豊かな子どもを育てます」とあります。家庭の役割として、まず親自身がほかの保護者や地域とのかかわりに努めるという後ろ姿を見せることで、子どもは育つのではないかと思います。これを読んで、家庭の役割だと再確認してもらえような、そういうものにできるといいと思いました。

教 育 長) 「皆さんの役割」を、一緒になって考えていきたいと思います。ということは、P T A等に対して投げかけていきたいと思っています。場合によっては、おっしゃるようにかぶる部分もあります。完全に線を引くのはおかしいところがありますので、これに関してはもう少し精査する必要があります。

松 本 委 員) それからもう1つ、育てたい子どもの姿3の体力の部分で、体を動かすことは後々の意欲に大きくつながることだと思います。体力は、芦屋で少し足りていないところで、本来であればここだけを5年間でやってもいいのではないかというくらい弱いところだと思っています。例えば、「体力を向上させ、意欲的、健康的に生きる自覚を持つ子どもを育てます」のように、「意欲」という言葉が入るとよいと思いました。体を動かすことは鬱病の予防にもなりますし、引きこもりの問題や、大きく広げて人間の生活を考えるときにとっても大事なことです。勉強させて、運動は二の次というような考えを持っている親がいるとしたら、やはりそこも意欲につながるというアピールをして、運動させてほしいと思います。

管 理 部 長) 家庭の役割の中で、ということですか。

松 本 委 員) 家庭の役割というよりは、育てたい姿として、「意欲的、健康的に生きる」ということを思っているのですが、そういう大きいところの文言を変えるのは難しいかもしれませんね。

学校教育部長) ここは育てたい子どもの姿とリンクしている部分で、13ページの4つの項目ともつなげていますね。

松 本 委 員) はい、そうです。

学校教育部長) もともと教育トークのときにこの目標を挙げて、それぞれ

のグループの中で出てきたものを書いています。ですから、そのままストレートな表現をとっている部分があります。「地域の中で大声で遊んだり」という表現も、そのまま載せていいのかという話が策定委員会の中で出ていました。

浅井委員) すみません、生涯学習についてよろしいですか。

46ページ、①の2番目「美術博物館がより市民に親しまれるよう」「コンサートや朗読劇を行うなど」と書いていただいています。これは、美術博物館に限らず、美術博物館・谷崎館・図書館を市の文化ゾーンと位置づけて、それぞれの施設の機能も果たしていただいて、芸術文化の発信拠点と考えるというように、広げていただくとよいのではないかと思います。特に美術博物館だけでコンサート、朗読劇を行うというものでもないと思うので、文化ゾーンということをアピールするとよいと思います。

それから6番目ですが、市民センターの役割として、文化情報の発信拠点と考えていただくというのはいかがでしょうか。

社会教育部長) 検討させてください。

浅井委員) お願いします。

小石委員) 7ページですが、(3)に「奨学金や各種就学補助については、近隣各市町の動向も踏まえ」とあります。この「近隣各市町の動向も踏まえ」というのは書く必要があるのですか。

実際はそういうことをするのでしょうが、独自に行ってもいいわけで、ここにわざわざ書く必要はないように思います。

その次の(4)で、小・中間連携という話があります。今後文科省がどう動くか、すでに皆さんもご存じかと思いますが、

文科省が今年、小中一貫関係の調査研究を行ったところ、全国で6県手を挙げたそうです。そのうち、県内の自治体が4件手を挙げたそうです。その中から姫路市、豊岡市、養父市が、現在モデルで動いています。これがさらに広がっていくそうなので、小中一貫校のあり方について、ぜひこの機会に、連携だけではなく検討として行うということを入れたほうがいいのではないかと思います。

これは義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校という2つのタイプがあるそうですね。義務教育学校タイプはハードルが高いですが、小中一環型小学校・中学校は、そんなにハードルは高くないように感じますので、検討の余地があると思います。

「やります」と書くのは少し問題がありますが、やはり検討はしなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

教 育 長) 芦屋の特性として、一貫教育の検討をペーパーに書けるかというのは少し慎重になる必要があります。芦屋の場合は、私学にたくさん抜けていく状況です。

中学校への進学時に、30～40%が抜ける本市では、検討より、研究はしてみたらいいと思います。しかし、南部地域の潮見中学校と潮見小学校の一環的なものは、さらに連携を深めていくことは可能だと思っています。

小 石 委 員) できる範囲のものがあいな気がしました。義務教育型として9年教育にするのは、教育長がおっしゃるような意味で、ほとんど無理だと思いますが、もう少し緩やかな形のものであれば、可能かもしれません。これは、だからやれということで

浅井委員) ハンドブックもマップもあるのですが、どこにあるのかわかりにくい。

木村委員) 先日の総合教育会議で出しましたが、市長部局や観光等、そのあたりの戦略も含めて検討しなければいけないと思います。

教育長) 芦屋においでと言って、行っても何があるかわからないということではいけません。文化財はたくさんあるので、どこにどのようなものがあるのかわかりやすいマップを作って、知ってもらいたいと思います。

小石委員) 近くへ行ったときに、ここですという案内があるといいですね。

松本委員) そうですね、安心ですね。

小石委員) そういうものがあると、みなさんもっと、芦屋にこんな歴史的な文化財があるのだということを知覚するのではないのでしょうか、

浅井委員) 現在、文化振興基本計画をつくっているのですが、私も企画課のほうで少し話をさせていただきました。立て札のことを方々お願いしたのですが、やはり教育委員会でもある程度していかなければいけないと思います。旭塚古墳というところを歩いた際、説明がきちんと書かれたわかりやすい看板が出ていて、「芦屋市教育委員会平成24年」となっていました。ああいうものを随所に、色々と丁寧に見てつくっていただけたらと思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

本日いただいたご意見は、議員さんの意見全体を含めた形で、

最終見直しで本部会議に出していきたいと思います。またご報告させていただきます。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、 報 告 第 1 1 号 「 芦 屋 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 の 制 定 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。 提 案 説 明 を 求 め ま す。

教 職 員 課 長) 〈 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

補足ですが、ここの定数というのは、上限であって、どの部局も上限までとっているものではありません。ですが、やはり職員がバランスよく仕事をするためにも、定数と現行との間にあまりにも差があるのは好ましくないと思います。

また来年に向けて、教育委員会も現状の組織がこれによいかもう一度見直していきたいと考えております。

教育委員の皆さんも、こういう課があったらいいのではないかというようなご提案がありましたらおっしゃってください。やはり組織としても時の流れの中で、新しいものを入れたり不要なものを削ったりすることが必要です。

学校もそうなのですが、子どもが減ってきたら先生も減ります。従来どおりの校務分掌をしていたら、回らないのですね。ですから考えを変えて、新たな組織として改変していく必要があります。その辺のことは、やはりフレキシブルに考えていか

なければいけないと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言